

●研究ノート

新型コロナウイルスが在日外国人の生活にもたらした影響とその対応

東洋大学社会学部
荻野 剛史

【要旨】

本研究では、新型コロナウイルス (COVID-19) の流行が在日外国人の生活に与えた影響と、その影響に対して採られた対応を明らかにすることを目的としている。このため朝日新聞社が提供する新聞記事データベースで関係する記事を検索し、記事内容の分析を通じ、新型コロナウイルスが在日外国人にもたらした影響と、その影響に対する対応を明らかにした。分析の結果、影響として『「差別」的扱い』『「解雇・出勤減」』『「収入減・困窮」』他全18カテゴリーが見出された。またその影響への対応として、様々な主体が対応しており、特に支援団体は多種にわたる対応を行っていることが明らかになった。一方で、在日外国人は自ら工夫して問題解消を試みていることや、「耐える」「生活の切り詰め」などによって対処していることを指摘した。

キーワード：新型コロナウイルス 在日外国人
生活

I. はじめに

「人類の歴史は感染症との戦いの歴史」と評される (薬事日報 2020) 通り、人類はこれまで様々な感染症を経験してきた。古くは「美目定め病」とも呼ばれる天然痘があり、またヒト免疫不全ウイルス (HIV: Human Immunodeficiency Virus)、重症急性呼吸器症候群 (SARS: Severe Acute Respiratory Syndrome) がある。さらに2019年末に発見された重症急性呼吸器症候群コロナウイルス 2 (SARS-CoV-2) が引き起こす新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) (WHO 2020) の蔓延は

留まるところを知らず、2020年9月現在、世界で2911万4477人が感染し、92万5662人が死亡したとされる (NHK 2020a)。日本でも2020年9月16日までに7万7086人が感染し、うち1476人が死亡した (NHK 2020b)。

ところで近年における在日外国人人口は上昇傾向にあり、2019年12月現在で293万3137人 (法務省 2020)、総人口の約2.33%を占めている。彼らは日本での生活において、彼らを取り巻く社会状況から大きな影響を受けてきた。例えば派遣労働に従事する日系ブラジル人は労働力の需要の多寡によっては、職を失うことも経験してきた (丹野 2005: 74)。また技能実習制度に基づき来日した外国人が失踪する事例がしばしばあるが、その背景には非常に高額な来日費用の負担や、送出国の乱立に伴う実際とは異なる情報提供 (実習における肯定的な側面の過度な強調など)、さらに受入れ側の不正行為 (賃金未払いや人権侵害) があるとされる (石橋 2018: 108)。前者 (派遣労働) は、いわゆる「景気の調整弁」として外国人労働者が用いられ、また後者 (技能実習) は、技能実習制度を取り巻く諸団体の思惑 (収益の最大化など) があったと考えられる。すなわち在日外国人は、時に日本での生活基盤を失うほどの大きな影響を彼らの社会環境から受けてきた。

COVID-19の蔓延によっても、在日外国人は大きな影響を受けている。県内在住の外国人を対象とする静岡県が行った調査では、「新型コロナウイルスの影響により困っていること」として、職場の稼働減などに伴う「収入の減少」(78.9%)、「失業や休業」(69.4%) などが挙げられている。また「子どもたちの教育環境の変化」に対しては約6割が「変化なし」との回答だが、約13%が学校を

やめたり、約3%は休校により授業についていけなくなったなどの影響が報告されている（静岡県2020）。また株式会社YOLO JAPAN（2020）がその在留外国人会員に行った調査でも「出勤日数が減った」（55%）、「仕事がなくなった／解雇になった」（35%）、「給料が下がった」（35%）、「出勤日数が増えた」（3%）、「給料が上がった」（1%）などの影響が明らかにされており、わずかな例外を除きCOVID-19の蔓延が在日外国人の生活の質の低下を引き起こしていることが明らかにされている。このため支援体制を早急に確立することが求められるが、管見の限りこの点に関する議論は十分行われているとは言えず、まずは実態の解明が必要である。

以上の点から、本研究ではCOVID-19の流行が在日外国人の生活に与えた影響と、その影響に対して採られた対応を明らかにすることを目的とする。

なお、本研究における在日外国人とは、一定期間日本に在住している外国人（日本国籍を有しない人々）を指し、観光など短期的な予定で来日していた人々は含まない。

II. 調査・分析方法

1. 調査方法

本研究の目的のため、朝日新聞社が提供する新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル・フォーライブラリー」を、キーワード「外国人 コロナ」で検索した。検索対象は2019年12月1日以降発行の「朝日新聞」と「朝日新聞デジタル」とした。検索対象紙を「朝日新聞」と「朝日新聞デジタル」としたのは、日本全国に広く取材網を有しており、各地域で生じた事象を広く掲載していると期待できるためである。また検索対象期間について、日本国内における初めてのCOVID-19の発症確認日は2020年1月16日ではあるものの、SARS-CoV-2の発見日（及び発見国）は諸説あることから、検索漏れを防ぐために2019年12月1日以降発行の記事を検索対象とした。

以上の条件で2020年9月16日に検索を行った結果、1315件の記事が抽出された。さらにこの1315件の記事からCOVID-19の流行が在日外国人の生活

に与えた影響について述べられている146件の記事とそこに含まれる199件の事象（新型コロナウイルスによって在日外国人が何らかの影響を受けた事象を抽出し、分析対象とした）。

2. 分析方法

以上の手続で抽出された対象事象について、問題とその発生要因、その問題に対する対応（対応をとった主体と対応方法）を抽出し、問題の性質ごとにカテゴライズした。

III. 分析結果

以上の手続きによって分析した結果、9つの領域に含まれる18カテゴリーの問題が抽出された（表1）。

表1 領域・カテゴリー一覧

領域	カテゴリー
差別関係	「『差別』的扱い」
労働関係	「解雇・出勤減」「就活困難」「『不当』扱い」「減収・経営難」
収入関係	「収入減・困窮」
居所関係	「居所喪失」「居所なし（仮放免後）」
教育関係	「学校休校」「教室休校」「学力低下・低下の懸念」「日本語力の低下懸念」
出入国関係	「帰国不能」「再来日不能」
宗教活動関係	「宗教関連行事の縮小・中止」「信仰の場所の閉鎖」
疑問・不安関係	「疑問・不安」
排除関係	「支援制度からの除外」

出所：筆者作成

各領域・カテゴリーにおける問題の内容と対応（誰が、どのような対応をしたのか）は次のとおりである（第1～9項を参照）。また諸問題の予防的・防止的な取り組みも確認された（第10項を参照）。

1. 差別関係：「『差別』的扱い」

「『差別』的扱い」には、在日外国人や周囲の人々が「差別」と感じたいくつかの事象が含まれる（新聞紙面上ではそれぞれの事象に関する詳細な記載がないため、本研究では「差別」的と留保を付した）。この「『差別』的扱い」に対しては、第三者が「差別」した人に対して謝罪を求めたり、その扱いを中止するような申し入れ（署名活動含む）たり、法曹団体が「厳しく非難」する声明を発することなどが含まれる。

2. 労働関係：「解雇・出勤減」「就活困難」「『不当』扱い」「減収・経営難」

労働関係には、4つのカテゴリーが含まれる。

①「解雇・出勤減」は、雇用先企業の減産や事業縮小などによって解雇されたり、解雇されなくても出勤日数の減少があったことが含まれる。この問題に対しては、主に次の対応がされている。

- ・「解雇・出勤減」を被った当事者（外国人）：その状況（仕事がないこと）に耐え忍ぶ、デモにより会社に対応を促す、別の仕事を探す、解雇の撤回を会社に求める、労働組合に対応を求める。提訴。
 - ・労働組合：解雇した会社は何らかの対応を求める。
 - ・市町村：解雇された外国人を一時的に雇用。
 - ・民間企業や農家：解雇された外国人を一時的に雇用。
 - ・都道府県：「解雇・出勤減」を被った外国人に対する相談
 - ・支援団体：「解雇・出勤減」を被った外国人に対する相談・情報提供
- ②「就活困難」は、主に学生（留学生）が該当し、COVID-19の流行によって卒業後に向けた就職活動が思うようにできなかったり、在学中のアルバイトを見つけることが困難だったことが含まれる。この問題に対しては、主に次の対応を確認した。
- ・大学生：留学生の就活をサポート
 - ・日本語学校：アルバイト先（農業）とのマッチング
- ③「『不当』扱い」は、退職の強要、退職後の支援不十分、賃金未払、内定取消が含まれ、以下の対

応が確認された（前述の「『差別』的扱い」と同じ理由により、「不当」と留保を付した）。

- ・支援団体：外国人電話相談実施
- ・労働組合：会社との交渉
- ・市町村：任期付き採用

④「減収・経営難」は、自身が経営する店などが減収したり経営難に陥ったことを表し、その対応として、次の主に方法が確認された。

- ・支援団体：存続のための運動
- ・外国人：公的資金の借入手続のサポート

3. 収入関係：「収入減・困窮」

「収入減・困窮」は、前述の「解雇・出勤減」に伴って生じるものであり、主に次の対応が確認された。なお、祖国に住む家族への送金ができなくなったことも含まれる。

- ・当事者：生活の切り詰め
- ・支援団体：食材・弁当提供、物品提供、様子伺いの声かけ、フードドライブ実施の準備、「収入減・困窮」を被った外国人に対する相談
- ・自治会：食材の提供
- ・都道府県：留学生向け独自の給付金支給
- ・市町村：任期付き採用、仕事の創出・提供、食品の提供
- ・同胞団体：本国政府への支援要請、相談窓口設置、宿泊所設置、食品・弁当の提供、物品提供
- ・民間企業：食品・弁当の提供、給付金の申請方法を9か国語で説明
- ・日本語学校：米の提供
- ・国際交流協会：「収入減・困窮」を被った外国人に対し、有償による地域社会に関するレポート作成依頼
- ・家主：家賃の一部猶予

4. 居所関係：「居所喪失」「居所なし（仮放免後）」

居所は、多くの場合前述の「解雇・出勤減」に伴う「居所喪失」と、意図的な仮放免急増¹⁾に伴う「居所なし（仮放免後）」から構成される。この問題に対しては、主に次の対応が確認された。

- ・当事者：車やネットカフェで寝泊まり
- ・友人・知人：居候受入れ

- ・寺：居候受入れ
- ・同胞団体：「居所喪失」を被った外国人に対する相談
- ・支援団体：金銭給付

5. 教育関係：「学校休校」「教室休校」「学力低下・低下の懸念」「日本語力の低下懸念」

教育関係は、学校や市民団体などで行われてきた日本語教室などがCOVID-19の蔓延によって学校や諸教室（日本語教室など、学校以外の教育機会）が休みとなり、その結果生じた「学力低下・低下の懸念」や「日本語力の低下懸念」を指す。この問題に対しては、主に次の対応が確認できた。

- ・支援団体：タブレット等によるオンライン教育（教科教育・日本語教育）の実施、相談
- ・公立小中学校：自宅学習の素材提供、生徒への架電や家庭訪問による様子確認の実施
- ・日本語学校：オンラインによる授業の実施
- ・地元大学：オンラインによる日本語教室・おしゃべりの場の実施・提供

6. 出入国関係：「帰国不能」「再来日不能」

出入国関係は、「帰国不能」（日本からの出国〔祖国への一時帰国〕）に困難が生じたり、「再来日不能」（日本への入国に支障が生じている状態）からなる。「帰国不能」の背景は各国における入国禁止措置（祖国に入国できない・交通手段がない）と日本政府による再入国の不許可（一旦日本を出国すると、再度日本に入国できない）のため実質的に「帰国不能」となることが挙げられる。またCOVID-19の流行以前に帰国していたところ、入管法の規定に基づき「再来日不能」となったものである。

このうち「帰国不能」は「解雇・出勤減」やそれに伴う「収入減・困窮」と密接に関係があることから、次の対応などが確認できた。

- ・市町村：有償ボランティアの提供
- ・農家：「帰国不能」になった外国人の雇用
- ・支援団体：「帰国不能」になった外国人に対する相談
- ・民間企業：食品の提供

7. 宗教活動関係：「宗教関連行事の縮小・中止」「信仰の場所の閉鎖」

「宗教関連行事の中止」に関し、イスラム教ではラマダン（断食月）の日没後やその期間終了後に家族や友人が集まって食事をする習慣があるが、外出自粛によってこれらの食事会を取りやめ、あるいは家族のみに縮小するという影響があった。また「信仰の場所の喪失」について、平時からモスクと呼ばれる宗教施設に集まり礼拝を実施するが、モスクが閉鎖となったため他所で行なわざるを得なくなり、また集いの場としても機能していたため同胞などとも会う機会を失ったことが明らかにされている。この問題には、主に次の対応が確認できた。

- ・当事者：各家庭で過ごす、インターネット上での会食の実施・礼拝の実施
- ・宗教施設：食料配布のためのフードボックスの設置

8. 疑問・不安関係：「疑問・不安」

「疑問・不安」は、COVID-19の蔓延から生じる疑問や不安であり、具体的には「自分は特別定額給付金の対象か否か」など支援制度に関すること、感染が怖いので帰国したい、（入管施設等に被收容中の人）施設内での感染が怖い、が含まれている。これらの疑問や不安に対しては、支援団体や自治体が相談に応じたり、また收容施設内での感染可能性に対しては、下記の対応がなされていた。

- ・当事者：国提訴
- ・法曹団体：感染予防のため收容中外国人の開放を求める声明の発出
- ・市民団体：仮放免の実施を要望

9. 排除関係：「支援制度からの除外」

最後に「支援制度からの除外」は文字通り公的な支援制度（特別定額給付金）の受給対象からの除外を指す。具体的には難民認定申請中の者がこの給付金の対象となっていないことを指すが、支援団体がこの制度の代わりとして、給付金を支給した。

10. COVID-19の蔓延によって生じた問題一般への対応

以上、個々の事例に関する問題およびその対応について述べたが、以下は、各主体がCOVID-19の蔓延によって生じた問題一般のために採った対応である。

- ・NHK：やさしい日本語による情報発信
- ・一般市民：現金寄付、情報提供
- ・教会：会話できる機会の提供、弁当の提供
- ・国際交流協会：オンライン・対面での相談、日本語教室の実施
- ・支援団体：オンラインによる相談・日本語教室、情報提供、人権講座の開催、多言語情報提供ツール作成、特別定額給付金の申請援助
- ・市町村：外国人電話相談、商品券給付、施設整備、情報提供、食品の提供、臨時雇用
- ・政府：特別定額給付金の支給、在留資格を超えた活動の許可、再入国を認める措置、在留期間の柔軟対応、失職者と求人者のマッチング、留学生への現金給付
- ・大学等：現金給付、食料配布
- ・都道府県：外国人相談電話設置、就職支援、やさしい日本語による情報提供・相談、実態調査
- ・法曹団体：人権侵害に関する電話相談窓口設置
- ・民間企業：従業員への特別手当支給
- ・労働組合：相談会開催
- ・その他：いくつかの主体により、諸問題解決に関する提言・要望が行われた

以上、199件の事象を分析対象としたところ、9つに大別できる18カテゴリーの問題が抽出され、その問題に対して行われている対応方法を述べた。また、COVID-19の蔓延によって生じる問題一般に対して、誰がどのような対応を行っているのかを明らかにした。

IV. 考察

分析結果で述べた通り、在日外国人は日本での生活において、COVID-19の蔓延にまつわる多様な問題を経験していることが明らかになった。また、様々な主体が様々な対応を提供していること

を明らかにした。前述の通り、本研究の目的はCOVID-19の流行が在日外国人の生活に与えた影響と、その影響に対して採られた対応を明らかにすることであり、この2点を考察する。

1. COVID-19の流行が在日外国人の生活に与えた影響

一般に外国人は、移住先国において「3つの壁」-「言葉の壁」「制度の壁」「心の壁」-に直面するとされる。「言葉の壁」は「受入れ国の言葉がわからず、ホスト住民とのコミュニケーションがうまくできないために、受入れ国で生活していくうえで必要な情報を十分に入手することができないこと」、「制度の壁」は「制度利用という局面で不都合が多いといったこと」、そして「心の壁」は「異なる文化をもつ者に対する差別や偏見」を意味する(鈴木 2009: 231)。

「分析結果」で述べたいくつかの問題のうち、「『差別』的扱い」「『不当』扱い」「居所なし(仮放免後)」「学力低下・低下の懸念」「日本語力の低下懸念」「支援制度からの除外」は、直接的にこれらの「壁」の存在によって生じたと考えられ、COVID-19が「引き金」になったものと考えられる。また表向きには雇用先企業の減産や事業縮小などによって生じた「解雇・出勤減」も、前述の通り在日日系人がこれまで「景気の調整弁」として扱われてきたことを考えると、これらの「壁」によって生じた問題であり、「解雇・出勤減」から生じると考えられる「居所喪失」「収入減・困窮」もまた、これらの「壁」が大きな要因となっていると理解できる。

2. COVID-19の流行がもたらした影響に対して採られた対応

次に、COVID-19の流行がもたらした影響に対して採られた対応について検討する。表2と3は、主体者別に、行われた対応の内容を総括したものである。

表2は、政府等の主体が提供した対応である。日本政府は、COVID-19の流行に伴い帰国が困難になった在日外国人に対して、在留の延長を可能とするための在留資格にまつわる扱いを変更したり、日本国内でできる活動を拡充するなどの対応

を行った。また都道府県は、情報提供や相談などを、都道府県の外郭団体である国際交流協会は相談や学習支援を行った。さらに、住民により身近な行政機関である市町村は情報提供などに加え、フードドライブ等の食品提供などを行っていた。

政府等による対応と比べると、より多様な対応を様々な主体が提供している。特に外国人の支援団体にあつては、本研究で明らかになった活動（表中の情報提供から交渉まで）のほとんどを、何らかの形で担っていることがわかる。また同胞や同胞団体においても、多様な対応がとられている。さらに今回の場合は、団体のみならず個人によ

表3は、政府等以外の主体による対応である。

表2 各主体が行った対応①（政府・地方公共団体及びのその外郭団体による対応）

支援内容 ／ 提供主体	情報提供	相談	学習支援	金銭支援 (仕事の提供含)	食品の提供	様子伺い	ソーシャルアクション (啓発含)	社会への要望発信	在留資格の拡充等	交渉	その他
日本政府				○					○		
都道府県	○	○		○				○			
国際交流協会		○	○	○							
市町村	○	○		○	○		○			○	※1
市町村議会								○			
公立学校			○			○					
公立図書館											※2

※1：施設整備；※2：電子図書（外国語含む）の推進
出所：筆者作成

表3 各主体が行った対応②（政府等以外の主体による対応）

支援内容 ／ 提供主体	情報提供	相談	諸手続き支援	学習支援	金銭支援 (就労支援・仕事の提供含)	食品の提供	物品の提供	様子伺い	会話できる機会の提供	居候受け入れ・ 宿泊先の提供	ソーシャルアクション (啓発含)	社会への要望発信	間接的な金銭支援	信仰の支援	交渉
家族			○												
親戚										○					
同胞						○	○		○						
知人友人										○					
同胞以外の外国人			○												
一般人	○	○	○								○		○		
大学生					○										
家主					○										
農家					○										
教会	○					○			○					○	
支援団体	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
同胞団体		○								○	○				
日本語学校				○	○	○									
大学等				○	○	○						○			
寺										○					
自治会						○									
農業団体					○										
法曹団体		○										○			
民間企業			○		○	○									
労働組合		○										○			○
経済・労組の会議												○			
政党												○			
NHK	○														

出所：筆者作成

でも対応が行われている。一般に外国人に対する公的な支援は脆弱であり、これらの対応は重要であり、貴重であると指摘できる。

さらに本表に掲載がない当事者の行動にも注目する必要がある。当事者すなわち何らかのCOVID-19に基づく影響を受けた在日外国人は、今回の調査によれば、例えば解雇・雇用継続に関して、自身で新たな仕事を見つけることに加え、職を得るためにデモ行動を行ったり労働組合に支援を求めたり、あるいは解雇した会社を提訴する、という行動をとっている。また入管施設等に被收容中の人は、感染予防に関する対応について国の提訴に至っている。また日常生活においても、マスクでの礼拝ができなければインターネットを活用するなど、自ら工夫して問題解消を試みていることを確認できる。その一方で、前述の「2. 労働関係」「3. 収入関係」に含まれている「耐える」「生活の切り詰め」などの対応もせざるを得ない状況も確認できる。前述の通り、特に日本においては外国人に対する公的な支援は脆弱であることから、現実的にインフォーマルな対応を活用する機会も多い。しかし、ある程度の期間継続的に提供される対応もあれば（例えば、「みずから立ち上がった日系人 仲間の苦境、手弁当で支援」〔朝日新聞デジタル 2020年6月24日〕参照）、一度きりの食料提供で終わる場合もあり、結果的に当事者の問題解決には十分寄与していない場合もあると想定される。

V. おわりに

以上本研究では、新聞記事から、COVID-19が在日外国人にもたらした影響と、その影響に対する対応を明らかにした。その一方で、必ずしもすべての在日外国人に十分な対応がなされているとは言えず、「耐える」や「生活の切り詰め」で対応しようとしている在日外国人の存在も確認した。

本研究では以上の点に言及したが、課題がいくつかある。本研究では特定の新聞のみを分析対象としていることから、各地で行われている対応の全体を網羅するには至っていないと考えられる。また考察で述べた通り、記事に書かれている内容

以外の点（例えば、支援内容の詳細）については分析が至っていない。さらに在日外国人は関東、中部、関西の各地に集住している傾向が認められる。本研究では、場所に関する検討が行われていない。これらが本研究の課題であり、今後の研究で検討したい。

注

¹⁾ 新聞報道によれば、相手国の入国制限や収容施設内でのCOVID-19の蔓延防止のため、出入国在留管理庁は、仮放免を「積極的に活用している」とされる（『『仮放免』急増、困窮の外国人 コロナ禍で送還できず 在留資格なく『支援必要』／兵庫県〕〔朝日新聞 2020年9月13日〕）。

文献

- 法務省(2020)「第1表 国籍・地域別 在留資格(在留目的)別 在留外国人」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031964914&fileKind=0>, 2020.12.3)
- 石塚 二葉 (2018)「ベトナムの労働力輸出：技能実習生の失踪問題への対応」『アジア太平洋研究』13, 99-115.
- 株式会社YOLO JAPAN (2020)「在留外国人の約8割が新型コロナウイルス感染拡大により仕事に影響」(<https://www.yolo-japan.co.jp/news-release/7712>, 2020.9.20) .
- NHK (2020a)「新型コロナ 世界の感染者2911万人 死者92万人 (15日午前3時)」(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200915/k10012618361000.html>, 2020.9.16) .
- NHK (2020b)「特設サイト 新型コロナウイルス 感染者数や最新ニュース」(<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/>, 2020.9.19) .
- 静岡県 (2020)「新型コロナウイルス外国人県民影響調査の結果」(http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/b_talk/h31/20200806tabunka.html, 2020.9.20) .

鈴木 江理子 (2009) 「変わる移民政策：『新たな住民』の到来と地域社会：共に生きる社会に向けて」『国立民族学博物館調査報告』83, 229-44.

丹野清人 (2005) 「第3章 移住システムと移民コミュニティの形成」梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化―日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』76-105, 名古屋大学出版会.

WHO (2020) 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) とその原因となるウイルスの命名について」 (https://extranet.who.int/kobe_centre/sites/default/files/20200507_JA_naming_Ver2.pdf, 2020.9.16) .

薬事日報 (2020) 「人類の歴史は感染症との戦いの歴史」 (<https://www.yakuji.co.jp/entry76843.html>, 2020.9.16) .